

※障がい者の方は、障がい者手帳や、障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」をご提示いただければ、障がい者料金が適用されます。

## ■障害者料金

### 1. 専用利用の場合

#### 1) 利用料金

我孫子市民体育館使用料減免申請書を提出していただければ、障害者で構成された団体が、使用者の半数以上が障害者の場合、利用料金は減額（50%）、使用者の半数以上が65歳以上または高校生以下の場合、その料金でご利用いただけます。

- ・一般の障害者団体の場合：一般料金の減額（50%）
- ・65歳以上または高校生以下の障害者団体の場合：65歳以上または高校生以下の料金

### 2. 個人利用の場合

#### 1) 利用料金

メインアリーナ、サブアリーナ、武道場又はトレーニング室を個人利用する場合

- ・一般の障害者：減額（50%）
- ・65歳以上または高校生以下の障害者：65歳以上または高校生以下の料金
- ・障害者の介助者（障害者1人につき1人とする。）：免除

ただし、介助者の方が上記施設を利用する場合は、適用されません。